2011 年 4 月 16 日
OPMAC(株)・小林信行

契約フェーズでの行動指針の考え方（修正版）

1. 参考にしたものとその理由
各国評価学会の倫理綱領：特にコミッション時の留意点を明確に記述している AES ”Guidelines for the Ethical Conduct of Evaluations”を参考にした。
日本公認会計士協会「倫理規則」「独立性に関する概念的枠組み適用指針」：公認会計士は民間企業の財務報告の保証を行っており、企業の説明責任に一端の責任を有する。公的部門の説明責任の一端を担う外部評価者と位置づけが類似する。また、前回評価学会発表でも参考にするものとして言及した。
Institute of Internal Auditor「内部監査の専門職的実施の国際基準」：内部監査は民間企業において、活動の改善提案、リスクの低減（財務報告の正確さ確保）等を行っており、政府部門での評価活動と目的が類似するため。米 GAO の監査基準で、業績監査（Owen ”Program Evaluation”の定義ではインパクト評価の一種）の際に AEA の倫理綱領、JES の評価基準と並び参考にできるものとして言及されている。

2. 本フェーズで必須となる基本的項目の記述
・「有用性」を担保するために評価目的の明確化が必要。これは評価目的が評価手法、予算、評価者の能力や独立性の程度を決定するため（Code を定めた UKES、AES では目的の設定を明示的に言及）。また、上記の事項について合意を書面にまとめることも重要となる。
・適切な人選がなされるための、評価者の能力、利害関係の開示が必要となる（AEA、AES で明示的に言及あり）。
・他の契約の開示、総括評価の受託の制限への言及([評価をする者]2)。エンロン事件（外部監査人の監査等の保証業務と他業務の利益相反）で、委託者と最終的な対価サービスの利用者が異なる場合に説明責任が損なわれやすいことが問題となった。問題への対処のため、公認会計士協会「倫理規則」や「独立性に関する概念的枠組み適用指針」で保証業務引き受け時の公認会計士の独立性につき規定している。外部評価者が総括評価を受託する際、類似する関係になるため、項目を作成した。

	外部監査	総括評価
受託者	公認会計士	外部評価者
委託者	一般企業	公的サービスを提供する組織
最終的なサービス利用者	投資家	一般国民

・「内部監査の専門職的実施の国際基準」でも、業務内容によって内部監査人の独立性に幅をもたせており、同様に内部評価者にも業務内容に応じた独立性について項目を設けた。

3. 評価目的の明確化による Principles の対立への対処（[評価する者]1 、[評価を委託する者]2）
・総括評価と形成評価を同時に実施することは難しいが（マイケル・クイン・パットン「実用重視の評

価入門」清水弘文堂書房)、公示内容を見るといずれに重点を置くものか明確ではない。→契約前に明確にすべき点として言及

・評価目的を明確にすることによって、適切な評価者の条件を明確にできる。例えば、評価対象事業/プログラムに関与した専門家を評価者として認めるか否かは、総括評価の場合はより評価者の外見上の独立性に配慮する一方、形成評価の場合はその基準を緩め、評価対象の理解を重視する。→評価目的により、「独立性」と「専門的な能力」の重点を変化させる。二つの Principles の対立への対処に方向性をもたせる。

	主たる利用者	主たる目的
総括評価	外部者（納税者など）	説明責任
形成評価	内部者（実施部門など）	改善提案

4. 日本の状況を踏まえた記述の工夫

・多くの省庁/政府機関/自治体において評価が内部評価者により実施されている点を踏まえて、幾つかの項目では記述に具体性を持たせるため、内部評価者のみを取り扱っている（日本公認会計士協会「倫理規則」では企業等に所属する公認会計士に関して別章を設けている)。

以　上

[行動指針（小林案）]

[評価する者]

1. 評価する者は、評価目的が明確でない場合、評価を委託する者に助言を行い、適切な評価目的が設定されるよう支援すべきである。
2. 評価をする者は、利害関係の開示が求められなくとも、評価を委託する者に対して、利害関係を開示すべきである。想定されうる利害関係としては、評価を委託する者との雇用関係や他の契約、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者また属する組織が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を受託すべきではない。
3. 内部評価者が評価を実施する際にも、組織内において利害関係を周知させることが望ましい。想定されうる利害関係としては、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を実施すべきではない。
4. 評価する者は、虚偽なく、誤解を招かないよう率直に能力を開示すべきである。評価実施に必要な能力がないと判断される場合には、評価を受託すべきではない。
5. 評価する者は、予算、評価業務の範囲、評価手法の選定や限界、評価結果の利用方法及び開示等につき、評価を委託する者と誠実に交渉し、公共の利益を損なわない範囲内で他の利害関係者の意見にも配慮すべきである。

[評価を委託する者]

1. 評価を委託する者は、評価目的の設定、評価する者の選定、評価業務の範囲・手法の策定にあたり、公共の利益に配慮すべきである。
2. 評価を委託する者は、契約締結に先立ち明確な評価目的を設定すべきである。
3. 評価を委託する者は、評価目的に照らしあわせて、許容されない利害関係を明確にし、評価する者を選定する基準に含める必要がある。評価対象の事業やプログラムの価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を委託する場合、評価対象の事業、プログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する者や組織への委託は避けるべきである。
4. 評価を委託する者は、評価目的に照らしあわせて、評価に必要とされる能力を明確にし、評価する者を選定する基準に含めるべきである。
5. 評価を委託する者は、委託する評価業務の範囲、評価手法を具体化し、適切な予算とスケジュールを確保する必要がある。予算・時間の制約や評価手法の限界を踏まえた上、複数の評価手法、情報源を組み合わせて、評価結果の客観性を確保すべきである。
6. 評価を委託する者は、契約締結時点において評価結果の利用方法及び開示を明確にすべきである。契約締結に先立ち、過去の評価結果の利用方法を検証し、より効果的な利用方法を検討すべきである。

[評価する者・評価を委託する者]

1. 評価実施に先立ち、評価する者・評価を委託する者の間で契約を締結する必要がある。契約文書には評価目的、評価手法、予算、評価する者への対価、契約期間、証拠資料の保管、個人情報の保護、成果品の知的所有権の帰属を含め、その取扱いを明確にする必要がある。

2. 内部評価者が評価を実施する際にも、評価実施の条件を組織内で合意し、書面に残す必要がある。評価目的、評価手法、予算、実施期間、証拠資料の保管、個人情報の保護等は評価実施に先立ち組織内で合意を形成し、その取扱いを明確にする必要がある。
3. 契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。
4. 評価する者・評価を委託する者の間での供応や贈答、評価の協力者への謝礼は、社会通念に照らし合わせて適切な水準とすべきである。評価する者・評価を委託する者の間での供応は、双方の金銭的な負担が同水準となるよう留意すべきである。